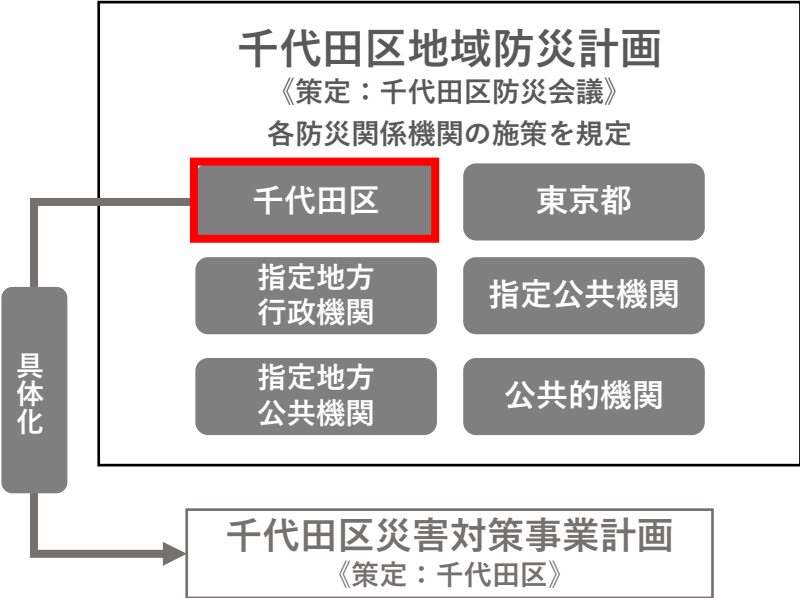


1. 計画の策定目的（p.1）

千代田区第4次基本構想や千代田区災害対策基本条例に基づき、区の災害対策を総合的・計画的に推進していくため、本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ（p.1）

区や防災関係機関で構成される千代田区防災会議は、災害対策基本法第42条に基づき千代田区地域防災計画を策定しています。本計画は、千代田区地域防災計画に定められた様々な施策のうち、区が主体となって実施する施策をまとめるとともに、その具体的な取組みや目標等を定めるものです。



3. 減災に向けた施策目標（p.7～8）

千代田区地域防災計画で掲げる「減災目標」の達成に向けて、より具体化・細分化した「減災に向けた施策目標」を設定しています。

すべての減災目標に関連するもの	
1	救出・救護体制の強化
2	普及啓発活動の推進
3	施設利用者の安全対策の推進
4	職員防災力の向上
5	避難者支援体制の強化
6	要配慮者対策の推進
7	地域の防災力向上
8	情報提供・収集手段の充実
9	他自治体及び事業者等との連携
10	復興体制の強化
減災目標1－（1）「首都直下地震等による人的・物的被害をお概ね半減する」に関連するもの	
11	建築物等の安全性向上
12	道路・公園等の防災対策の推進
13	高層住宅における防災対策の推進
14	ライフラインの早期復旧に向けた対策
15	火災対応力の強化
減災目標1－（2）「首都直下地震等による行き場のない帰宅困難者数を概ね半減する」に関連するもの	
16	事業所の災害対策の推進
17	帰宅困難者支援体制の強化
減災目標2「風水害による人的・物的被害の最小限化」に関連するもの	
18	風水害対応力の強化
減災目標3「火山灰による被害の軽減」に関連するもの	
19	火山対策の推進

4. 前計画からの変更点

（１） 「減災に向けた施策目標」の見直し【p.7～8】

現行計画で掲げていた「減災に向けた施策目標」について、主に以下2点の見直しを行いました。

- 「室内の防災対策の促進」については、実際の取組内容に基づき「普及啓発活動の推進」に統合しました。
- 姉妹提携都市をはじめとした他自治体や民間事業者、区内大学等との間における更なる連携を推進するため、「他自治体及び事業者等との連携」を新たに追加しました。

（２） 千代田区地域防災計画の修正等への対応【p.9】

- 現行計画の策定以降に行われた千代田区地域防災計画の修正で新たに定められた災害対策について、追加を行いました（個別避難計画の作成、D Xを活用した帰宅困難者対策における各種取組 など）。
- 総合防災情報システムの導入に伴い、事業名「災害時における情報提供手段・通信手段の整備」の新たな取組事項として追加しました。また、事業名「各種訓練の実施」についてシステムの活用を前提とした記載に修正したほか、施策目標（２）「普及啓発活動の推進」における新たな取組事項として「千代田区防災ポータル※を活用した普及啓発」を追加しました。
- 普及啓発活動をより一層推進していくため、新たな取組事項として「防災イベントの実施」や「防災備蓄品の紹介」を追加しました。

（３） 目標設定事業【p.15～19】

計画中に記載する事業のうち、具体的な目標や取組を設定できる事業を「目標設定事業」とし、より効果的な推進を図るため、計画期間終了時点での到達目標や年度ごとの取組内容を定めました。該当事業は以下のとおりです。

- （１） 道路・橋梁の耐震補強及び補修等
- （２） 公園・児童遊園の整備
- （３） マンション安全・安心整備
- （４） マンション防災計画の策定支援
- （５） 電線類地中化の推進
- （６） 帰宅困難者等一時受入施設の確保・整備
- （７） D Xを活用した帰宅困難者対策
- （８） 避難確保・浸水防止計画作成の促進等

（４） 千代田区災害対策事業計画（平成30～36年度）の振り返り【p.28～44】

現行計画である千代田区災害対策事業計画（平成30～36年度）において「減災に向けた施策目標」を達成するための主な取組みとして定めていた事項について、その取組み成果及び今後の課題などを記載しました。

※千代田区防災ポータル イメージ（令和7年度から運用開始予定）



※画像は令和7年1月時点で開発中のものです。
正式リリース時には、変更となる場合もございますので
あらかじめご了承ください。